

西脇市市民交流施設広告付き案内地図等設置事業者募集に係るプロポーザル評価項目

1 趣旨

西脇市市民交流施設広告付き案内地図等設置事業者募集に係るプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく設置事業者の選定については、次のとおり行うものとする。

2 評価の方法

西脇市市民交流施設広告付き案内地図等設置事業者選定委員会委員（以下「選定委員」という。）による主観的評価と客観的評価を合わせ、総合的に評価する。

3 評価項目及び評価点数

次頁

4 その他

- (1) 審査項目に関する評価基準については、公表しない。
- (2) 選定委員の氏名については、公表しない。
- (3) 参加者が1者となった場合において、各選定委員の評価点の平均が基準点数（60点）に満たないときは、優先交渉権者として決定しない。
- (4) 評価点と同点となる場合は、くじで順位を決定する。

(評価基準)

客観評価	50点
納付金の額 (45点)	
類似事業の実績 (5点)	
主観評価	50点
事業趣旨の理解・積極性 (5点)	
案内板の仕様等の提案 (10点) (デザイン等)	
掲載情報の仕様等の提案 (10点) (広告場所の面積、地図の見やすさ等)	
管理・メンテナンス体制 (10点) (省エネ、案内地図及び施設案内図更新等)	
緊急時の対応 (5点) (保険加入、緊急時の体制等)	
その他の独自提案 (10点)	